文

主本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

同富田善範、同高野伸、同新田智昭、同中嶋武彦、同山垣清 上告代理人細川清、 正、同中本敏嗣、同恒川由理子、同太田義弘、同田村智行、同植松弘、同河合智則、同島村憲義、同前田郁造、同山本正博、同田中稔章、同小沢善郎、同南原良通

の上告理由について
所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯する ことができ、右事実関係の下においては、Aの高血圧性脳出血の発症と同人の業務との間に相当因果関係を認めることができるとした原審の判断は、是認するに足りる。原判決に所論の違法があるとはいえない。論旨は採用することができない。 よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 井嶋一友

遠藤光男 裁判官

裁判官 藤井正雄

裁判官 大出峻郎

裁判官 町田顯